



2024年2月6日
第109号

JR東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



過半数代表者

その1
って知っていますか？

過半数代表者とは？

『労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者』が協定を締結したり、委員を推薦すると労働基準法に記されています。労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は選挙など公平な方法で選出します。

過半数代表者が行うこととは？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成または変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。



これまで何度も何度か過半数代表者に対して意見聴取が行われています。

②労使協定を結ぶ

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる36協定です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を課せられます。



超勤時間の上限は36協定で決まります！

36協定の内容により働き方が大きく変わってきます。

③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり行うため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。



安全衛生委員会は安心して働ける環境をつくるため
職場の問題を議論し解決する重要な場です！

過半数代表者の役割を理解し
働く側の声を反映してくれる過半数代表者を選出しよう！